

政府・国交省および建設業界の動向

自民党政権
構造改革の推進

民主党政権
(2009.9~2012.12)
“コンクリートから人へ”
「新成長戦略」

自・公安倍政権(2012.12~)

- ◆「日本再興戦略2014」
“世界で一番ビジネスがしやすい環境整備”
- ◆「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太方針)
- ◆「国土のグランドデザイン2050」
⇒大都市、地方都市への集中・集約化◆「地方創生」

東日本
大震災

(構造改革路線の修正)

2020年
東京五輪
開催

・入札不調
・工期の遅れ
・復興事業の遅れ

国土交通省

「建設産業政策2007」
一大転換期の構造改革—
「過剰供給構造」→選別・淘汰

公共事業削減・コスト
縮減策⇒建設業者淘汰、
賃金の低下、建設技能
者不足

2009年、2014年日建連「提言」

- ・建設技能労働者の賃金改善
- ・作業所労働時間
- ・社会保険未加入対策の推進
- ・重層下請の改善
- ・労働環境の改善

建設産業戦略会議

「方策2011」
=保険未加入企業の排除
「方策2012」=東日本大震
災で足腰の弱さが顕在化

二つの危機の深化

- ・若年入職者の減少
- ・建設業者の利益率の低下

- ・社会保険未加入(業者排除)問題「解決策」
⇒賃金引上げ・法定福利費算入標準見積書
- ・2013、2014年度設計労務単価大幅引き上げ、
法定福利費算入等
- ・2014年「品確法」「入契法」「建設業法」改正
=「担い手確保・育成、発注者責任」明確化

アベノミクスによる建設工事の急増

第2の矢⇒「機動的な財政出動」

⇒大規模公共事業の拡大

第3の矢⇒「国家戦略特区」

⇒大規模都市再開発の推進

「国土強靱化基本計画」⇒高速道路整備、
海岸防潮堤整備への公共投資⇒国際競
争力強化

技能者不足
資材の高騰

3.11東日本大震災・原発災害復興事業

建設政策研究所の見解

○地方からの国土のグ
ランドデザインづくり=
中山間地域、地方都市
から住民が安心して生
活できる環境づくり、地
域循環型経済づくりを

○トップセールスによる
海外インフラ受注を追い
求めるのではなく、国民の
消費支出を誘発する政
策で内需を増やし民間
投資の拡大を

○公共事業の営利事
業化(コンセッション型
PFI等の導入)の促進
ではなく、住民・国民の
主体的な意志や要求
による公共事業を

○大規模公共事業の急拡大
ではなく、地域住民の要求に
応じた安全・防災対策事業、
公共施設の維持補修、老朽
化対策事業などの計画的・
安定的な発注・執行を

○大手企業本位の中古住宅の
リフォーム事業・流通市場の拡
大ではなく、地域に根ざす設計
事務所と工務店・職人の熟練技
能を生かした住民に信頼される
住宅改善への制度・政策を

住民の生活と安全を支える建設産業の再生 と持続的発展をめざして（2015年改訂版）

建設政策研究所 5つの基本、30の提言

基本的考え方

I 経済成長のあり方の再考を—グローバル型競争経済から循環型持続経済へ

II 建設事業は地域住民の生活の向上と安全確保及び地域経済の循環的発展に資することが基本

III 建設産業は本来地域産業であり、地域建設業の発展への行政施策こそ重要

IV 建設産業の持続的発展のためには、生活ができ将来が保障される賃金・社会保険等を確保し若年者の入職を促進することが必要

V 建設産業の再生に向けた新たなルール確立のために、発注者および大手元請業者はその責任を果たし、行政はそのための政策指導の展開と厳格な法令遵守監督を

A 地域建設・住宅業が地域産業として持続的に活動できる行政施策を

B 国際競争力強化のための国土や都市づくりではなく、地域に密着した防災型、老朽化対応・地域維持型公共事業の拡大を

C 賃金・労働条件の抜本的改善で若年労働者が希望を持てる建設産業に

D 地域経済振興と持続的に公共工事の担い手が育成・確保される公共事業の入札・契約制度を

E 発注者、元請業者、下請業者が対等・公正な取引関係を確立し、産業の民主的発展を

提言

A1	地域建設産業を地方自治体の産業行政の中に位置づける
A2	行政施策の中に地域住宅政策・住宅産業政策を位置づける
A3	行政は地域建設業の評価・選別による篩い分けではなく、経営力が弱くても誠実な業者への支援・育成策を
A4	公共事業の転換による地域建設業の振興策を
A5	地方自治体は、災害時に住民のいのちと暮らしを守るために地域建設・住宅業者、地域建設労働組合との災害協定の締結を
B1	不要不急の新規大規模事業を中止・休止し、住民生活に密着した老朽化対応・地域維持型公共事業の拡大を
B2	既存施設の老朽化対策に財政と行政の思い切ったシフトを
B3	防災重視の公共事業で安全・安心な地域、都市実現を
B4	公共事業を実施する上で国民・住民の意見の尊重と参画を
C1	建設労使の団体交渉による賃金・労働条件改善の合意・労働協約の締結により働くルールを明確に
C2	労働組合による労働者供給事業を通じて労働協約づくりを
C3	労使共同で広域的な技能教育・訓練機関の設立を
C4	公契約条例を広範な自治体で制定し、公契約従事者の賃金・労働条件の確保と公共物の品質確保を図るとともに、労働協約と車の両輪として発展させ、公契約の社会的価値の充実を
C5	技能労働者の退職金や有給休暇等に係る基金制度づくりを
C6	個人請負労働者の権利擁護のための雇用保険、労災保険特例制度の創設を
C7	雇用保険制度を改善し、季節就労者の失業給付の改善とともに、悪天候等による不就労者への給付制度の創設を
C8	外国人技能実習生を活用した技能労働者不足対策は行わない。どうしても活用する場合は当事者国同士で技能実習生の待遇等に関する基本的協定の取り交わしを
D1	改正品確法の主旨に基づき、受注者が適正利潤を確保できる入札・契約制度を
D2	ダンピング競争を防止し、公正な競争が確保できる入札・契約制度を
D3	発注政策の改善で地域建設産業の振興を
D4	適正な予定価格の算出は積み上げ方式を基本に
D5	設計労務単価づくりは市場調査方式をやめ、標準生計費等を基準として、他産業や職種、技能等を考慮して設定する
D6	公共事業の設計・監理・運営は公共機関が責任をもって実施を
D7	公共事業の公正な競争や地域建設業の振興に逆行するTPP交渉からの離脱を
E1	国土交通省は建設業法19条の3を活用し、民間発注者の原価に満たない積算、および発注者の地位を不当に利用した片務的契約に対して、実態を把握し取締りの強化を
E2	建設業法の厳格な適用、監督体制を確立し、元請と下請、下請と再下請などの取引の対等・公正な関係を確立し、重層下請構造の改善を
E3	建設業法を改正し工事を受注した業者に対し、一部または全部の直接施工の義務付けを
E4	労働者の個人請負化や偽装請負をなくし雇用を明確にすることにより際限のない重層下請化の防止を
E5	社会保険の未加入企業をなくすため、発注者から下請業者の各段階まで、法定福利費の原資を別枠で支給すること、および下位下請事業主から内訳明示した見積書に基づく対等・公正な取引慣行の確立を
E6	建設工事の増大、技能・技術労働者不足の中で労働災害防止に向けた元請責任の明確化と労働安全衛生法等の厳格な適用を